

相模原市子育て応援条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 0 号

相模原市子育て応援条例

全ての子どもは相模原市にとっての希望であり、未来を築く大切な存在です。結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことです。

経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増しており、安心して子育てをすることができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、社会全体で子育て世代を支えていくことが求められています。また、緑あふれる豊かな自然と生活に便利な都市機能に恵まれた相模原市には、子育てに適した環境があり、この強みを生かして子育て世代を応援することが重要です。

私たちは、市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が共に子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、子育て世代及び結婚を希望する人の応援についての基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割を明らかにし、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによります。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人をいいます。
- (2) 子育て世代 子育てをすることを希望する人たち及び現に子育てをしている人たちをいいます。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する人をいいます。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (5) 学び・育ちの施設等関係者 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校その他の子どもが学び、育ち、又は活動するために利用する市内の施設(以下「学び・育ちの施設」といいます。)及び学び・育ちの施設以外において子どもの学び、育ち又は活動の支援に関係する人をいいます。

(基本理念)

第3条 子育て世代及び結婚を希望する人の応援に当たっては、誰もが一人ひとり異なる存在であり、結婚や子育てには多様な価値観があることを認め、これを尊重します。

2 子育て世代の応援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとします。

- (1) 子育て世代が孤独・孤立の状態(孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第1条に規定する孤独・孤立の状態をいいます。)になることがないように、子育て世代を社会全体で温かく見守り、支えるものとします。
- (2) 市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が相互に連携し、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現に向けた取組を推進するものとします。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、子育て世代及び結婚を希望する人の応援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、及び実施するものとします。

2 市は、基本理念にのっとり、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者がそれぞれの役割を果たしながら相互の連携及び協働を図ることができるよう取り組むものとします。

3 市は、基本理念及び第1項の施策に係る普及啓発を行うものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、子どもは未来を築く大切な存在であるとの認識の下、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て世代を温かく見守り、全ての世代が共に子育て世代を応援するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する子育て世代の応援に係る施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自ら雇用する労働者が仕事と子育てとの両立を図ることができるようにするため、必要な労働環境の整備に取り組むよう努めるものとします。

(学び・育ちの施設等関係者の役割)

第7条 学び・育ちの施設等関係者は、基本理念にのっとり、学び・育ちの施設が、子どもが心豊かに主体的に生きていくための基礎的な資質、能力や創造性を育む場であることを認識し、子どもの意見を聴き、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にした関わりを意識し、保護者や地域と連携しながら、心身ともに健やかに子どもが育つ環境づくりを進めるよう努めるものとします。

(施策)

第8条 市は、子育て世代及び結婚を希望する人を応援するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

(1) 子育て世代が子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをできるようにするための施策

(2) 社会全体において子育て世代を応援する意識を育むための施策

(3) 結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえるための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。